鹿児島市有地（レインボー桜島前公共駐車場）の賃貸借契約に係る一般競争入札実施要領

（ 入 札 説 明 書 ）

令和８年１０月

鹿　児　島　市

（桜島総務市民課）

一般競争入札による市有地貸付手続きの流れ

1 入札説明書交付

○ 期　　間　　令和８年１０月１５日（木）から同月２９日（木）まで
○ 場　　所　　鹿児島市桜島支所庁舎１階
　　桜島総務市民課地域振興係

2 物 件 の 確 認

○　入札説明書の物件調書を参考に、必ず現地確認をしてください。

※　入札前に「物件確認書」を提出していただきます。

3 入札参加申込書受付

○ 期　　間　　令和８年１０月１５日（木）から同月２９日（木）まで
○ 場　　所　　鹿児島市桜島支所庁舎１階
　　桜島総務市民課地域振興係

※ 添付書類：法人登記簿謄本等又は住民票、国税及び市区町村税に滞納がないことの証明書、土地利用計画書、事業実施体制等申告書、財務諸表

4 入 札 (開 札)

○ 日　　時　　令和８年１１月５日（木）午後２時
○ 場　　所　　鹿児島市桜島支所庁舎１階　災害対策室

※ 入札前に入札保証金（入札金額の５％以上）を納入していただきます。

5 契約書等の提出

○ 期　　間　　令和８年１１月１２日（木）まで
○ 場　　所　　鹿児島市桜島支所庁舎１階
　　桜島総務市民課地域振興係

※ 契約の際、契約保証金（貸付料の１２か月分に相当する額の１０％以上）を納入していただきます。

6 貸 付 料 の 納 入

○ 期　　限　　納入通知書により指定した期日（毎月月末、前納も可）
○ 金　　額　　落札金額

目　次

○　一般競争入札実施要領（入札説明書）

１　入札物件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
２　貸付物件の指定用途　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
３　入札に参加する者に必要な資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
４　入札参加申込み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
５　質疑　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
６　入札参加資格の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
７　物件の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
８　入札日時及び場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
９　入札保証金の納付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
10　入札方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
11　入札の際の持参品　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
12　入札の無効　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
13　契約の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
14　貸付料の額及び支払方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
15　事前立入り及び設備設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
16　用途の指定等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
17　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
18　お問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
（参考）地方自治法施行令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
（様式）入札参加申込書（様式第１）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
入札参加資格確認通知書（様式第２）　・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
土地利用計画書（様式第３）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10
事業実施体制等申告書（様式第４）　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ11
物件確認書（様式第５）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ12
入札保証金納付書及び領収書（様式第６）　・・・・・・・・・・・・・Ｐ13
入札保証金還付請求書兼領収書（様式第７）　・・・・・・・・・・・・Ｐ14
委任状（様式第８）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ15
入札書（様式第９）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ16
入札辞退届（様式第１０）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ17
普通財産貸付申込書（財産規則様式第１０）　・・・・・・・・・・・・Ｐ18
賃貸借契約書（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ19

鹿児島市有地（レインボー桜島前公共駐車場）の賃貸借契約に係る一般競争入札実施要領（入札説明書）

１　入札物件

(1) 所在地
　鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部（レインボー桜島前公共駐車場）
(2) 地目
　宅地
(3) 面積
　６，２３２．３７㎡
(4) 貸付期間
　令和９年３月１日から令和１４年２月２９日まで
(5) 予定価格（最低貸付料）
　月額　３５９，８７７円
　（うち消費税及び地方消費税３２，７１６円）

２　貸付物件の指定用途

貸付物件の指定用途は、自動車駐車場（平置き駐車場）とする。運営形態は時間貸駐車場とするが、区画①（物件調書参照）については月極駐車場としての利用を認める。

ただし、次に掲げる用途には使用できません。

(1) 住居、事務所などの建物の建築を目的とするもの。ただし、工事等現場事務所など仮設又は容易に撤去できる構造の建築物は除く
(2) 悪臭、騒音及び土壌汚染など、著しく環境を損なうと予想されるもの
(3) 特定の個人、団体、企業等の活動に対して、行政の中立性を超えて支援することになるもの
(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に該当する風俗営業の用途及び同条第５項に該当する性風俗関連特殊営業の用途に用いるもの
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に該当する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその構成員がその活動のために利用するもの
(6) 公序良俗に反するもの
(7) 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）及び関係法令、条例等に違反するもの
(8) その他貸付けに適さないものと判断されるもの

３　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
(2) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成８年５月２８日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成２６年３月２７日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
(3) 国税及び市区町村税を滞納していない者であること。
(4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団対策法第２条第６号の暴力団員であると認められる者

イ　暴力団対策法第２条第２号の暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ　入札物件を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する場合など、公序良俗に反する用途に使用しようとする者

キ　入札物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しようとする者

(5) 当該貸付物件を、鹿児島市有地（レインボー桜島前公共駐車場）の賃貸借契約に係る一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）に定める指定用途に供し、継続的かつ適正に利用・管利できる者であること。

４　入札参加申込み

入札に参加する方は、「入札参加申込書」（様式第１）に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えてお申し込みください。

(1) 受付期間

令和８年１０月１５日（木）から同月２９日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間は、午前８時４５分から午後４時３０分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

(2) 受付場所

鹿児島市桜島支所桜島総務市民課（桜島支所庁舎１階）

(3) 添付書類

ア　法人：登記簿謄本又は登記事項証明書

個人：住民票の写し（マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの）

※　発行日から３か月以内のもの（コピー不可）

イ　国税及び市区町村税に滞納がないことの証明書

a　国税に滞納がないことを証明する書類（納税証明書その３の３（法人の場合）又はその３の２（個人の場合））

b　市区町村税に滞納がないことを証明する書類（鹿児島市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地の市区町村税）

※　発行日から３か月以内のもの（コピー不可）

ウ　土地利用計画書（様式第３）

エ　事業実施体制等申告書（様式第４）

オ　財務諸表（法人にあっては申請書を提出する直前の期末における賃借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書を提出する年の前々年分の所得税確定申告書）

(4) その他

郵送での受付はいたしません。

必ず申込者ご本人か、申込内容について説明できる方が直接持参してください。

※　入札参加申し込み後、都合により入札に参加できなくなった場合は、「入札辞退届」（様式第１０）を提出してください。

５　質疑

本実施要領等に対して質問があり、回答を求める場合は、令和８年１０月２７日（火）午後１時までに質問内容を記載した質問書を鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係あてにファックス又は電子メールにより提出してください(様式は任意)。質疑に対する回答は、同月２８日(水)までに鹿児島市ホームページ（http://www.city.kagoshima.lg.jp/）において閲覧できるようにします。なお、回答については随時ホームページで公表していきます。

６　入札参加資格の確認

提出された土地利用計画書（様式第３）については、当該貸付物件を指定用途に供するに当たり、継続的かつ安定な運営体制を有しているか否かを確認する目的に限り使用するもので、書類に記載された内容の優劣、独自性、実現性、収益性その他これらに類する事項を評価し、又は落札者を選定するための資料として用いるものではありません。

入札参加申込みをされた方のうち、資格審査後、令和８年１０月３０日（金）までに「入札参加資格確認通知書」（様式第２）により結果を通知します。

７　物件の確認

貸付物件は現状有姿での貸付けとします。入札参加者は、入札参加に当たり、必ず事前に現地及び周辺環境を確認するとともに、駐車場の設置及び運営に関して必要となる法令等に基づく規制その他の諸条件について、関係機関へ問い合わせるなど、十分な調査を行ってください。

なお、現地の状況と本実施要領その他の配付資料に記載した内容との間に差異がある場合であっても、これを理由として契約の締結を拒み、又は契約内容の変更その他の異議を申し立てることはできません。

※　入札の前に、「物件確認書」（様式第５）を提出していただきます。

８　入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和８年１１月５日（木）午後２時

(2) 入札受付

鹿児島市桜島支所庁舎１階　桜島総務市民課

入札開始の３０分前から受付を開始します。受付及び入札保証金の納付等手続があり時間を要しますので、お早めにお越しください。

なお、代理人により入札する場合は、受付の際、委任状（様式第８）及び申込者本人の印鑑証明書（発行日から３か月以内のもの。コピー不可）を提出してください。

(3) 入札場所

鹿児島市桜島支所庁舎１階　災害対策室

９　入札保証金の納付

(1) 入札当日の入札開始前までに、入札金額の５％（１円未満切上）以上に相当する入札保証金を、現金により納付いただきます。

(2) 入札保証金を納付する際は、「入札保証金納付書」（様式第６）も提出してください。

(3) 落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後「入札保証金還付請求書」（様式第７）と引き換えに速やかに還付します。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当するものとします。

※　入札者が法人又は個人名で業を営んでいる方の場合、入札保証金を還付するとき入札保証金領収書に２００円の収入印紙が必要です（非課税法人又は個人で営業に関しない方は必要ありません。）。

(4) 落札者が契約締結期限（令和８年１１月１２日（木））までに契約を締結しない場合、落札は

無効となり、納付された入札保証金は本市に帰属することになります。

１０　入札方法等

(1) 入札方法

ア　入札書（様式第９）に入札金額、日付、入札者の住所・氏名・電話番号を記入してください。法人の場合は、担当者の氏名及び連絡先を併せて記入してください。

イ　入札金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に「￥」又は「金」を記入してください。

ウ　入札金額は、月額貸付料（税込）を記載してください。

エ　提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできませんのでご注意ください。

※　入札締切後、直ちに開札します。

(2) 落札者の決定方法

ア　開札の結果、予定価格以上で最高金額の入札をした方を落札者とします。

イ　落札者となる同価格の入札者が２名以上あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじは辞退することができません。

(3) 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（所在地、登記地目、面積、貸付期間、入札金額及び落札者の個人法人の区分）を公表します。

１１　入札の際の持参品

(1) 入札参加資格確認通知書（様式第２）

(2) 物件確認書（様式第５）

(3) 委任状（様式第８）

ア　本人が入札に参加される場合は、委任状は不要です。

イ　法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、本人（委任者）の実印を押した委任状（印鑑証明書を添付）を提出してください。

(4) 入札保証金及び入札保証金納付書（様式第６）

入札当日の入札開始前までに、入札金額の５％以上（１円未満切上）の入札保証金を納入していただきます（入札保証金納付書も提出してください。）。

(5) 入札保証金還付請求書（様式第７）及び収入印紙（２００円分）

入札保証金還付請求書は、落札されなかった方が入札保証金の還付を受ける際必要となります。なお、入札者が法人又は個人名で業を営んでいる方の場合は、入札保証金を還付するとき、領収書に２００円の収入印紙が必要ですのでご用意ください（非課税法人又は個人で営業に関しない方は必要ありません。）。

(6) 入札書（様式第９）

再入札を行う場合もありますので、コピーしたものを数枚準備してください。

(7) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

１２　入札の無効

次の（1）から（10）までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札金額が予定価格に満たない入札

(3) 同一物件に対し２以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(4) 入札者が同一物件について他の入札参加者の代理人として入札したとき

(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(6) 入札者の記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(8) 民法（明治２９年法律第８９号）第９５条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(9) 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札
(10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

１３　契約の締結

(1) 落札者は、令和８年１１月１２日（木）までに普通財産貸付申込書（財産規則様式第１０）を提出してください。
(2) 落札者は、令和８年１１月１２日（木）までに契約書（記名押印したもの）及び契約に必要な書類（印鑑証明書及び２００円の収入印紙）を提出してください。
　※　期限までに契約書等を提出しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は本市に帰属することになりますのでご注意ください。
(3) 契約の際に契約保証金（貸付料の１２か月分に相当する額の１０％以上）の納付が必要となりますが、入札保証金を全額契約保証金に充当します（契約保証金から入札保証金を差し引いた額を納付していただきます。）。
　※　貸付地は、借受者の責任において原状回復し返還してもらいます。そのため、借受者側において原状回復がなされたときに、契約保証金は返還します。
(4) その他
「土地賃貸借契約書（案）」は、１９頁から２４頁に記載しています。

１４　貸付料の額及び支払方法

(1) 月額
　貸付料入札時の落札額が月額貸付料となります。
　※　貸付期間が１か月に満たない月については、日割り計算により算出した金額を当月貸付料とします。
(2) 貸付料の支払方法は、次のとおりです。
　ア　貸付料は、市が発行する納付書により納入していただきます。
　イ　貸付料は毎月の末日までにその月分を納入していただきます。また、数月分を前納することもできます。
(3) 貸付料の改定
　貸付料は、土地価格の変動や近隣土地の地代等の状況により不相当となった場合には、貸付期間中であっても見直すことがあります。

１５　事前立入り及び設備設置

　落札者は、契約締結の日から貸付開始日の前日までの間、駐車場運営開始準備のため、貸付物件への立入り並びに駐車場機器、看板、区画線その他駐車場運営に必要な設備の設置を行うことができます。ただし、この期間中は時間貸駐車場として利用料金を徴収することはできません。
　また、この期間中に発生した事故、損害その他一切の事項については、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、落札者の責任と負担において処理するものとします。

１６　用途の指定等

落札者と土地賃貸借契約を締結する場合、次の条件が付されます。
(1) 用途指定
　指定日から貸付期間満了の日まで、入札参加申込書に記載された指定用途以外に使用してはならない。ただし、貸付物件の利用に支障がないと認められる場合に限り、あらかじめ変更理

由及び変更後の用途等を記載した書面を提出し、貸付者の承認を得たときは、この限りでない。

(2) 使用上の義務等

ア　借受者は、貸付物件の使用に当たっては、騒音、交通の阻害又は火災等が生じないよう安全管理の徹底に努め、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。

イ　借受者は、賃借物件の使用に当たって発生した事故又は第三者への損害等についてすべての責任を負うものとする。

(3) 転貸の禁止等

借受者は、次のア及びイの事項を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承認を受けたときは、この限りではない。

ア　賃貸物件を転貸し、又は使用権を譲渡すること。

イ　賃貸物件を指定用途以外に使用すること。

(4) やむを得ない理由により指定用途等の変更又は解除を必要とするときは、市の承認を受けなければならない。

※上記に違反した場合は、市は借受者に催告しないでこの契約を解除できる。

(5) 駐車場事業に係る負担等

ア　借受者は、本契約締結時に既に設置されている設備を除き、駐車場事業の運営に必要な設備の設置費、維持管理費、修繕費、光熱水費、保険料その他一切の経費を、すべて自己の負担において行うものとする。

イ　駐車場の利用料金については、周辺の公共駐車場の料金及び料金体系と同等のものとする（物件調書参照）。

ウ　借受者は、市に対し、駐車場の利用料金を無料とするサービス券（１，０００枚）の発券をしなければならない。なお、当該サービス券の発券に要する費用については、貸付料から控除済みとする。

エ　駐車場の利用者等による事故その他のトラブル及び苦情については、すべて借受者の責任において対応するものとする。

オ　借受者は、２４時間対応可能な体制を整備し、サポートセンター（コールセンター）で解決できない場合には、速やかに現地対応を行うものとする。

１７　その他

(1) 貸付期間の満了、契約解除及び解約により契約が終了する場合は、元の状態（貸付前の状態）に戻したうえで、返還してください。なお、この費用は借受者の負担となります。

(2) 駐車場の名称は、社会通念上問題がないと市が認めるものとすること。

(3) 本実施要領に定めのない事項は、鹿児島市会計規則（平成４年規則第１６号）その他関係法令等の定めるところによって処理します。

１８　お問い合わせ先

鹿児島市桜島藤野町１４３９番地
鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係（桜島支所庁舎１階）
電話　０９９－２９３－２３４６
ファックス　０９９－２９３－３７４４
電子メール　sasou-chiiki@city.kagoshima.lg.jp

（ 参　考 ）

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

印紙税額表

契約金額	印紙税額
契約金額の記載のないもの	２００円

（様式第１）

入　札　参　加　申　込　書

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

申込者　住　所

氏　名

電　話

令和８年１１月５日に実施される下記鹿児島市有地の賃貸借契約に係る一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

また、入札参加にあたり、一般競争入札実施要領（入札説明書）に記載されている、入札に参加する者に必要な資格を有する者であることをここに誓約します。

記

所　在　地	鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部 （レインボー桜島前公共駐車場）
使　用　目　的	自動車駐車場（平置き駐車場・時間貸駐車場及び月極駐車場）

（添付書類）

１　法人登記簿謄本、登記事項証明書又は住民票の写し

２　国税及び市区町村税に滞納がないことの証明書

３　土地利用計画書（様式第３）

４　事業実施体制等申告書（様式第４）

５　財務諸表

見　本

（様式第２）

入札参加資格確認通知書

第　　号
令和　　年　月　　日

様

鹿児島市長　下　鶴　隆　央

先に申込みのあった下記鹿児島市有地の賃貸借契約に係る一般競争入札の入札参加資格について確認しましたところ、当該一般競争入札の参加者と決定いたしましたので通知します。

記

１　物件の所在地　鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部（レインボー桜島前公共駐車場）

２　入札日時　　令和８年１１月５日（木）午後２時から
（入札保証金納付手続等がありますので、３０分前までにご来場ください。）

３　入札場所　　鹿児島市桜島藤野町１４３９番地
鹿児島市桜島支所庁舎１階　災害対策室

４　受付場所　　鹿児島市桜島支所庁舎１階　桜島総務市民課

※　入札にあたっては、入札説明書を十分お読みのうえ、持参品等に漏れのないようにしてください。
※　入札の際は、本状をご持参ください。

（問い合わせ先）
鹿児島市桜島支所　桜島総務市民課　地域振興係
ＴＥＬ　０９９－２９３－２３４６

（様式第３）

土地利用計画書
（市有地貸付一般競争入札用）

１　申請者
申請者名：
所在地（住所）：
代表者氏名：
電話番号：

２　貸付物件及び指定用途
貸付物件所在地：鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部（レインボー桜島前公共駐車場）
指定用途：自動車駐車場（平置き駐車場・時間貸駐車場及び月極駐車場）

３　利用内容・管理方法
平置き駐車場の時間貸駐車場及び月極駐車場として利用します。
管理方法の概要：

４　事業体制
事業責任者：
管理方法（巡回・清掃・苦情対応等）：

５　誓約
貸付期間中、指定用途に基づき継続的かつ適正に運営します。

令和　　年　　月　　日

申請者名：
代表者氏名：

※土地利用計画書は、貸付物件の指定用途及び利用方法の確認を目的として提出を求めるものとする。

（様式第４）

事業実施体制等申告書
（一般競争入札参加資格確認用）

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

申請者名：
所在地（住所）：
代表者氏名：
電話番号：

私は、当該一般競争入札に参加するに当たり、当該貸付物件を実施要領に定める指定用途に供し、継続的かつ適正に利用・管理できる体制を有していることについて、下記のとおり申告します。

記

１　事業実施体制について
当該貸付物件の管理運営については、申請者が責任をもって実施し、貸付期間中において安定的かつ継続的な管理運営を行います。

２　管理方法について
利用者の安全確保及び周辺環境に配慮を図るため、次のとおり管理を行います。
・定期的な巡回及び必要に応じた清掃
・苦情、要望への適切かつ誠実な対応
・事故又はトラブル発生時の迅速な対応

３　法令等の遵守について
自然公園法、都市計画法、文化財保護法その他関係法令及び条例等を遵守するとともに、本制度の趣旨及び内容並びに関係手続を十分理解した上で、善良な管理者の注意をもって貸付物件を使用します。

４　誓約
本申告書に記載した内容について相違ありません。
また、虚偽の申告が判明した場合には、入札参加資格の取消しその他の措置を受けても異議ありません。

（様式第５）

物 件 確 認 書

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

（申込者）　住　所
氏　名

令和８年１１月５日執行の下記市有地の賃貸借契約に係る一般競争入札において、私が入札に参加する下記物件の法令に基づく規制、現状及びその他諸条件について十分確認いたしました。

よって、後日これらの事項について鹿児島市に対し、一切異議、苦情等は申しません。

記

所　　在　　地
鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部（レインボー桜島前公共駐車場）

（様式第６）

入　札　保　証　金　納　付　書

第　　号

一金　　円

所　　在　　地
鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部（レインボー桜島前公共駐車場）

の賃貸借契約に係る入札保証金

上記のとおり領収します。

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

納入者 住所

氏名

鹿児島市市民局桜島支所桜島総務市民課 収納出納員　　課長	収納取扱員印		照査印	

（切取線）

入　札　保　証　金　領　収　書

第　　号

一金　　円

所　　在　　地
鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部（レインボー桜島前公共駐車場）

の賃貸借契約に係る入札保証金

上記のとおり領収しました。

令和　　年　　月　　日

殿

鹿児島市市民局桜島支所桜島総務市民課

収納出納員　課長　　印

（様式第７）

入　札　保　証　金　還　付　請　求　書

第　　号

一金　　円

所　　在　　地
鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部（レインボー桜島前公共駐車場）

の賃貸借契約に係る入札保証金

上記の入札保証金の還付を請求します。

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

住所

氏名

上記のとおり領収しました。

200円
収 入
印 紙

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

住所

氏名　　印

（様式第８）

委　　任　　状

代理人（受任者）　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、上記の者を代理人と定め、下記鹿児島市有地の賃貸借契約に係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

所　　在　　地
鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部（レインボー桜島前公共駐車場）

令和　　年　　月　　日

申込者（委任者）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

＊　申込者（委任者）の印鑑は実印を使用し、印鑑証明書を添付してください。

（様式第９）

入　　札　　書

件　　名：鹿児島市有地の賃貸借契約に係る一般競争入札

物件の所在地：鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部

（レインボー桜島前公共駐車場）

入札金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

鹿児島市契約規則を遵守し、上記のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

申込人　　住　所

氏　名

電　話

（法人の場合）

担当者氏名

電　話

代理人　　住　所

氏　名

電　話

※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」または「金」を記入してください。

（様式第１０）

入　札　辞　退　届

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

申込者　住　所
氏　名
電　話

令和８年１１月５日に実施の下記鹿児島市有地の賃貸借契約に係る一般競争入札に参加申込をしましたが、下記理由により入札参加を辞退いたします。

記

１．入札物件

所　在　地
鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部（レインボー桜島前公共駐車場）

２．辞退理由

様式第１０

普　通　財　産　貸　付　申　込　書

年　　月　　日

鹿児島市長　殿

申　　込　　者　住所

氏名

電話

（連帯保証人）　住所

氏名

電話

次のとおり、普通財産の貸付けを受けたいので申し込みます。なお、貸付けを受けた場合は、市の関係条例、関係規則及び指示事項を守るとともに、貸付けに伴うすべての債務及び貸付契約に定める義務を履行します。

<table>
<tr><td colspan="2">申　込　区　分</td><td colspan="3">■　新規　□　更新　（　　年　　月　　日　貸付契約）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">借受財産</td><td>財産の区分</td><td>■　土地　□　建物　□　工作物</td><td>名　　称</td><td>レインボー桜島前公共駐車場</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3">鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部（レインボー桜島前公共駐車場）</td></tr>
<tr><td>地目又は構造</td><td>宅地</td><td>数　　量</td><td>６，２３２．３７㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">借　受　期　間</td><td colspan="3">令和９年３月１日から令和１４年２月２９日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">借　受　目　的</td><td colspan="3">自動車駐車場（平置き駐車場・時間貸駐車場及び月極駐車場）</td></tr>
</table>

土地賃貸借契約書（案）

貸付者　鹿児島市（以下「甲」という。）と借受者　　（以下「乙」という。）の間において、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は､信義を重んじ､誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第２条　甲は、その所有する次に掲げる土地の一部（別紙、図面参照。以下「貸付物件」という。）を乙に貸付け、乙はこれを借り受ける。

土地の表示　鹿児島市桜島横山町１７２２番１６の一部
（レインボー桜島前公共駐車場）

地　　目　宅地

地　　積　６，２３２．３７㎡

（用途指定）

第３条　乙は、前条の土地を自動車駐車場（平置き駐車場）の供に用し、その運営形態は時間貸駐車場及び月極駐車場としなければならない。ただし、貸付物件の利用に支障がないと認められる場合に限り、あらかじめ変更理由及び変更後の用途等を記載した書面を提出し、甲の承認を得たときは、この限りでない。

（指定用途に供すべき期間）

第４条　乙は、貸付物件を次条に規定する貸付期間中、引き続き指定用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第５条　貸付物件の貸付期間は、令和９年３月１日から令和１４年２月２９日までとする。

（事前立入り及び設置作業）

第６条　甲は、乙に対し、本契約締結の日から貸付開始日の前日までの間、駐車場運営開始の準備のため、貸付物件への立入りを認めるものとする。

２　乙は、前項の期間中、駐車場機器、看板、区画線その他駐車場運営に必要な設備の設置及びこれに付随する作業を行うことができる。

３　乙は、第１項の期間中は時間貸駐車場及び月極駐車場として利用料金を徴収してはならない。

４　乙は、第１項の期間中、善良な管理者の注意をもって貸付物件を管理しなければならない。

５　第１項の期間中に発生した事故､損害､苦情その他一切の事項については、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の責任と負担において処理するものとする。

６　乙が第１項の期間中に設置した設備については、貸付期間終了後又は契約解除後に乙の負担で撤去し、原状に回復しなければならない。

（貸付料及び支払い）

第７条　貸付物件の貸付料は、月額　　，　　円（うち消費税及び地方消費税　　円）とし、１月に満たない月があるときは、その月の貸付料は、日割り計算等により算出した額とする。

２　乙は、前項に規定する貸付料を甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において、その納入期限までに支払わなければならない。

（契約保証金）

第８条　乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金　　円（貸付料の１２カ月分に相当する額の１００分の１０以上）を甲に支払うものとする。ただし、契約保証金のうち、金　　円は入札保証金により充当するものとする。

２　前項の契約保証金は、第１８条第３項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

３　契約保証金には利息を付さない。

４　甲は、乙が本契約の義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第１項に定める契約保証金を乙に返還する。

（延滞金）

第９条　乙は、その責めに帰すべき事由により、貸付料を前条に規定する納入期限までに支払わなかったときは、貸付料について、当該納入期限の翌日から支払のあった日までの期間につき、年１４．６％（納入期限の翌日から起算して１月を経過するまでの期間については年７．３％）の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１％を加算した割合）が年７．３％に満たない場合は、その年においては、年１４．６％の割合にあっては当該特例基準割合に年７．３％を加算した割合とし、年７．３％の割合にあっては当該特例基準割合に年１％を加算した割合（当該加算した割合が年７．３％を超える場合は、年７．３％の割合）とする。

（貸付料の改定）

第１０条　甲は、貸付料の額が土地価格の変動等により、又は近隣土地の地代若しくは賃料に比較して不相当となったときは、将来に向かって貸付料を改定することができる。

（使用上の義務等）

第１１条　乙は、貸付物件の使用にあたっては、騒音、交通の阻害又は火災等が生じないよう安全管理の徹底に努め、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。

２　乙は、貸付物件の使用にあたって発生した事故又は第三者への損害等について全ての責任を負うものとする。

（駐車場事業に係る負担等）

第１２条　乙は、貸付物件を用いて駐車場事業を行うに当たり、本契約締結時に既に設置されている設備を除き、当該駐車場事業の運営に必要な設備の設置費、維持管理費、修繕費、光熱水費、通信費、保険料その他一切の経費について、すべて自己の負担と責任において行うものとする。

２　乙は、駐車場の利用料金については、周辺の公共駐車場の料金及び料金体系と同等のものとする。

３　乙は、甲が当該駐車場の利用料金を無料とするサービス券（１，０００枚）の発券をしなければならない。なお、当該サービス券の発券に要する費用については、貸付料から控除済みとする。

４　乙は、駐車場の利用者その他第三者による事故、事件、トラブル及び苦情等について、すべて自己の責任において誠実に対応し、これにより甲に損害又は負担を生じさせてはならない。

５　乙は、駐車場利用に関する問い合わせ、事故又は緊急事態等に対応するため、２４時間対応可能な体制を整備するとともに、サポートセンター（コールセンター）による対応のみでは解決できない場合には、速やかに現地において必要な対応を行わなければならない。

（転貸の禁止等）

第１３条　乙は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（１）貸付物件を転貸し、又は使用権を譲渡すること。

（２）貸付物件を指定用途以外に使用すること。

（指定用途の変更、解除等）

第１４条　乙は、やむを得ない理由により指定用途等の変更又は解除を必要とするときは、詳細な事由を記載した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

２　前項に定める甲の承認は、書面によって行うものとする。

（有益費等の請求権の放棄）

第１５条　乙は、貸付物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

（住所等の変更の届け出）

第１６条　乙は、その住所又は名称に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

（調査報告等の義務）

第１７条　乙は、貸付物件の使用に関し、甲から報告、資料の提出又は調査を求められたときは、甲の指示に従って速やかに報告し、資料を提出し、又は調査を受けるとともに必要な措置を講じなければならない。

（契約の解除）

第１８条　甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告しないでこの契約を解除することができる。

（１）第３条、第４条、第６条、第７条、第１１条、第１２条、第１３条、第１４条及び第１７条の規定に違反したとき。

（２）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（３）前２号に定めるもののほか、乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

３　乙は、甲が第１項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

４　甲は、貸付物件を公用又は公共の用に供するときは、貸付期間中といえどもこの契約を解除することができる。

（原状回復）

第１９条　乙は、前条第１項の規定により契約を解除された場合又は貸付期間が満了した場合においては、自己の負担で直ちに貸付物件を原状に回復して、甲に返還しなければならない。

（契約の費用）
第２０条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。
（疑義の決定）
第２１条　この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、関係法令及び甲の条例、規則による外、甲、乙協議の上定めるものとし、協議が整わないときは、甲の解釈によるものとする。
（連帯保証人）
第２２条　連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を極度額　　，　　円の範囲内で連帯して保証する。
（連帯保証人に対する履行の請求の効力）
第２３条　甲が連帯保証人に対する履行の請求をしたときは、主たる債務者に対しても、その効力を生ずるものとする。
（債権譲渡禁止）
第２４条　乙は、本契約により生じる債権を第三者に譲渡してはならない。
（裁判管轄）
第２５条　本契約に関する裁判は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意裁判管轄とする。

甲、乙及び連帯保証人とは、本契約の締結を証するため、本契約書３通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　鹿児島市山下町１１番１号
　　鹿児島市
　　代表者　鹿児島市長　下　鶴　隆　央

乙

連帯保証人

別紙

【駐車場位置図】

パスコ及び Geo Technologies の Copyright

【貸付面積詳細図】

①2,400.86 ㎡及び②3,831.51 ㎡　合計 6232.37 ㎡

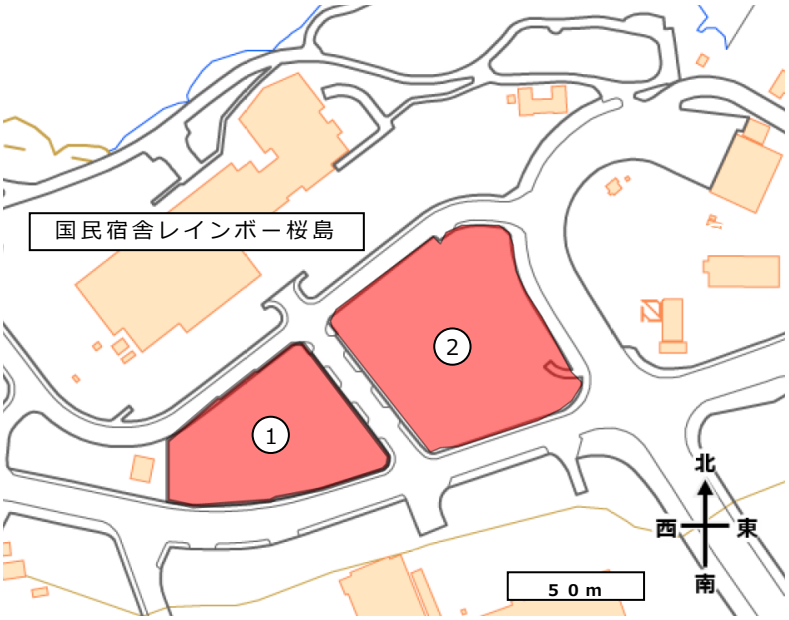

出典：国土地理院